

事故、盗難にあったとき

○緊急時の警察への連絡は(電話番号「110」)

どろぼうや暴力の被害、交通事故にあったときは、「110」に電話してください。

「110」に電話をして警察がでたら、あせらず、落ち着いて、

(1)何があったのか、(2)いつ、(3)どこで、を話してください。

パトロールカー（パトカー）のサイレンが聞こえたら、道案内のために迎えに出てください。

「110」は無料です。公衆電話では、お金もテレホンカードも必要ありません。

知らせるときに、あわてないように、日頃から自分の名前と住所、近くの目印となる建物の名前を、ひらがなやローマ字で大きく書いて、電話の近くにはっておくと便利です。

○携帯電話から「110」（警察）に電話するとき

(1)携帯電話は、通報場所(住所)、携帯の電話番号を、必ず教えてください。

住所が分からないときは、現場近くの目印となる目標物を伝えるか、近くの公衆電話を利用してください。

(2)場所や状況確認のため、警察からかけなおすことがあります。通報後も電源を切らず、その場にとどまっています。

(3)自動車運転中は、安全な場所に停車してから通報してください。

○交番（KOBAN）について

各地域には交番があり、警察官がいます。（不在の場合は交番の電話で連絡してください）

交番では地域のパトロール、迷子の世話、落とし物の処理などを行っています。また、道を聞きたいときは、交番で教えてくれます。

問い合わせ先

西宮警察署	西宮市津田町 3-3	0798-33-0110
甲子園警察署	西宮市甲子園七番町 11-14	0798-41-0110

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。